

管理職への任用状況等について(令和元年度)

1. 管理職への任用に関する状況(令和元年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	33	6	0	0	6	0	3	0	42	6
	割合	78.6%	18.2%	0.0%	—	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	100%	14.3%
課長級	人数(人)	28	3	0	0	1	0	1	0	30	3
	割合	93.3%	10.7%	0.0%	—	3.3%	0.0%	3.3%	0.0%	100%	10.0%

(注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府地方創生推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、内閣府北方対策本部、内閣府子ども・子育て本部、内閣府総合海洋政策推進事務局、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。

2 「Ⅰ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。

3 「Ⅱ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。

4 「Ⅲ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他Ⅲ種試験に準ずる試験をいう。

5 「その他」とは、選考採用などをいう。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

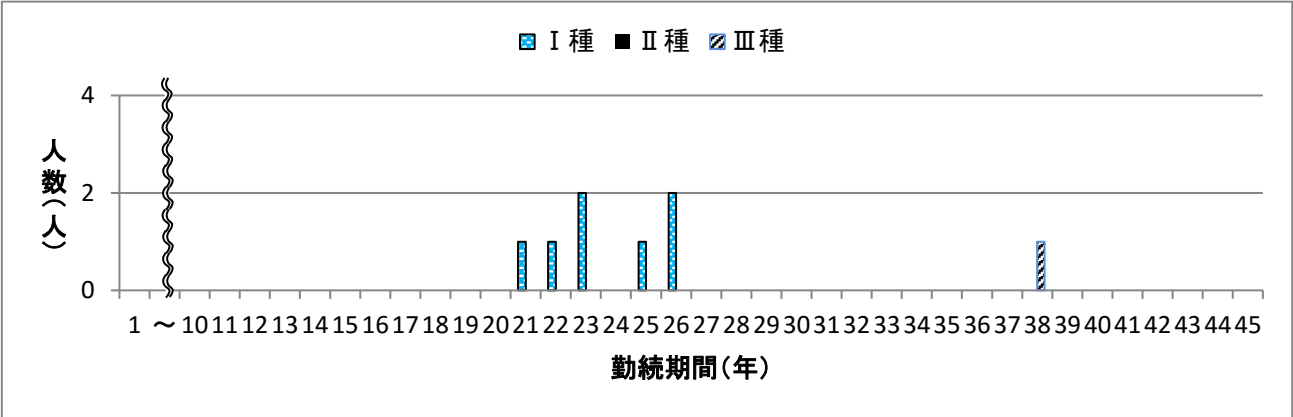
	採用府省以外の府省 での勤務者数 (他府省への出向数)			採用府省以外の府省 からの勤務者数 (他府省からの出向数)		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	6	9	15	11	3	14

2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況（平成30年10月2日～令和元年10月1日）

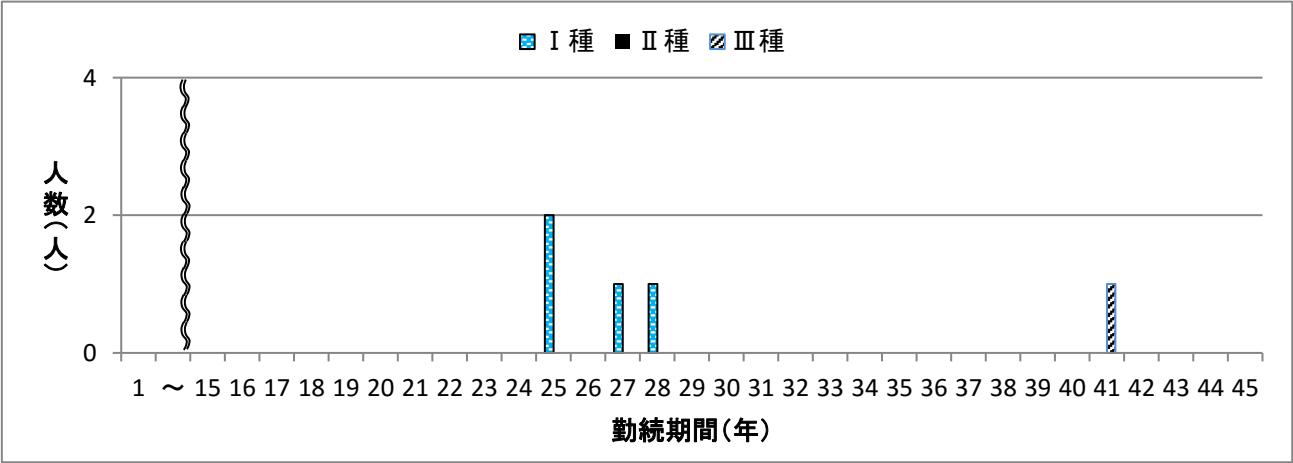
- (1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	7	1	0	0	1	0	0	0	8	1
	割合	87.5%	14.3%	0.0%	—	12.5%	0.0%	0.0%	—	100%	12.5%
課長級	人数(人)	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0
	割合	80.0%	0.0%	0.0%	—	20.0%	0.0%	0.0%	—	100%	0.0%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験
(単位: 人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	0	7	1
課長級	0	0	5

(注)「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. 採用年次、採用試験の種類等にとらわれない人事運用を行った取組例(平成30年10月2日～令和元年10月1日)

(1) 幹部職及び管理職の取組状況

事例		幹部職	管理職
採用職種にとらわれない登用	具体的事例	【環境省】水・大気環境局長に I 種技術系区分から採用した職員を登用	【環境省】水・大気環境局総務課長及び自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長に I 種技術系区分から採用した職員を登用
		【環境省】自然環境局長に I 種技術系区分から採用した職員を登用	

(2) (1)の事例以外(内部部局等の補佐級以下職員、地方支分部局等)の取組状況

該当なし

4. 採用(選考を含む)の状況(平成30年10月2日～令和元年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
222	45

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者					
	うち女性		うち公募手続を経て採用した者		
	(割合)		(割合)		うち女性 (割合)
175	26	14.9%	175	100.0%	26 14.9%

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・行政執行法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

該当なし

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
0	0	0	0	99	7	76	19

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

該当なし
